

# 令和7年度 労働保険年度更新のご案内

## 労災保険と雇用保険は強制適用です！

労働保険とは、『労働者災害補償保険』（一般的に「労災保険」といいます。）と『雇用保険』を合わせた総称です。農林水産の事業の一部を除き、労働者を1人でも雇っていれば労働保険への加入が法律で義務づけられています。事業主・執行権のある役員・同居の親族等の労働者性が認められない者は、本来、労災保険に加入できませんが、東京都板金工業組合（一人親方等団体組合・労働保険事務組合）に事務委託することにより特別加入することができます。

**労働保険の種類及び対象は以下の通りです。**

### ＜労災保険＞

#### ◎建設業（建築板金業）

| 種類   | 対象   |  |
|--|--|--|
| 一人親方等特別加入<br>基幹番号=9400 <u>38</u>                       | 労働者を年間100日未満しか雇用していない事業主及び家族従事者（一人親方）が対象で、個人単位での加入となる。 |  |
| 小工事一括加入（現場労災）<br>基幹番号=9400 <u>35</u><br>9903 <u>95</u> | *労働者<br>事業主<br>同居の親族<br>執行権のある役員                       | 事業所に雇用（日雇、パート、アルバイト等も含む）している者で、 <b>※元請工事の場合のみ適用される。</b><br>下請工事の場合は元請の労災保険が適用される。<br>第1種特別加入（中小事業主等）をすることで労災保険が適用されます。 |

#### ◎金属加工業

| 種類                          | 対象                       |   |
|-----------------------------|--------------------------|---|
| 工場労災<br>基幹番号=9400 <u>30</u> | *労働者                     | 金属製品の加工を主な事業としている事業所で雇用している者。（日雇、パート、アルバイト等も含む） |
|                             | 事業主<br>同居の親族<br>執行権のある役員 | 第1種特別加入（中小事業主等）をすることで「工場労災保険」の適用がされます。          |

#### ◎建設業（建築板金業）・金属加工業

| 種類                           | 対象                       |   |
|------------------------------|--------------------------|---|
| 事務所労災<br>基幹番号=9400 <u>36</u> | *労働者                     | 事業所で雇用（アルバイトや臨時等も含む）している者で <b>現場以外</b> の事務、営業等の職務従事者。 |
|                              | 事業主<br>同居の親族<br>執行権のある役員 | 第1種特別加入（中小事業主等）をすることで「事務所労災保険」の適用がされます。               |

### ＜雇用保険＞

現場労災・事務所労災・工場労災の事業所に雇用される労働者は、雇用保険への加入が義務付けられています。未加入事業所は、当組合へご連絡ください。TEL: 03-5915-6333

### 《お願い》

組合では東京労働局へ団体一括での申告のため、全事業所一括でコンピューター処理を行っています。1事業所でも提出が遅れますと、一括申告に遅れとなりますので、くれぐれも期限内のご提出して頂きますようお願い致します。